

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和3年6月28日（月）午後1時45分頃
- 2 事故発生場所 加古川市加古川町木村196番地の3
加古川こども園敷地内駐車場
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 職員が当該園の駐車場に駐車する為に、公用車を後退させていたところ、車両後部が駐車中の相手方車両に接触し相手方車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 フロントバンパー、ナンバープレート
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和3年8月10日 示談成立日：同年8月10日
- 7 損害賠償の額 149,435円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金149,435円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき同会より相手方に支払われる。